

総合戦略事業 健康・安心・いきいきと暮らせるまちをめざす

介護支援ボランティアポイント制度の実施

1 介護支援ボランティアポイント制度の導入

① 開始時期

平成28年4月1日

② 対象者

60歳以上の市民

③ 目的

元気な高齢者が、介護を必要とする高齢者の支援等ボランティア活動を行うことにより、要介護状態にならないよう予防するとともに、社会参加によって地域社会に貢献できるように支援する。

④ 実施形態

- ・実施主体：西東京市地域サポート「りんく」（西東京市社会福祉協議会）
- ・運営方法：委託

⑤ 活動メニュー

- (1) 住民主体の訪問サービス活動（介護予防・日常生活支援総合事業）
- (2) ささえあい訪問協力員活動
- (3) 認知症サポーター・ボランティア活動
- (4) はつらつサロン・ボランティア活動

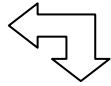
⑥ ポイントの付与（1ポイント100円）

ポイントの付与上限：1ヶ月5ポイント、年間60ポイント（6,000円）

⑦ 介護支援ボランティア制度のポイント

- ◇ 要支援者等が抱える生活上のちょっとした困りごとを解決してもらえます。
- ◇ 高齢者の方がこれまで培ってきた知識・技能等を生かし、生きがいを持って活動することで、介護予防にも繋がります。
- ◇ 本制度に登録したボランティアの方は、ボランティア保険に加入することで、活動中のけがや、他者との間に生じた損害賠償問題などから守られます。なお、費用は西東京市が負担します。

【問い合わせ先】健康福祉部高齢者支援課（TEL：042-438-4029）

資料3のポイント**1 介護支援ボランティアポイント制度の導入**

- 地域の方々の社会参加を通じた介護予防を推進し、いきいきとした地域社会をつくることを支援します。
- ボランティア活動では
 - ・身近なことから、無理のない活動を！
 - ・相手を理解して、尊重した活動を！
 - ・相手のプライバシーや秘密、約束は守る！

2 ポイントが付与される事業は**【市の事業】**

- (1) 認知症サポーターに関する事業の補助活動
 - ・「認知症サポーター養成講座」
 - ・「脳いきいきウオーキング」

【社会福祉協議会の事業】

- (1) ささえあいネットワーク訪問活動
 - ・見守りを希望される高齢宅への訪問活動員（月1回）
 - ・外から安否確認を行う訪問活動員（2週間に1回）
- (2) はつらつサロンでの活動
 - ・福社会館で行われる「はつらつサロン」の補助活動
- (3) ふれあいのまちづくり事業における住民主体の訪問サービス活動
 - ・市民からの要望に基づき、電球交換・窓ふき、サロンの同行など、ふれまちボランティアとしての訪問活動